

3 農業用施設台帳データ整備業務委託仕様書

神 栖 市 産 業 経 済 部

農 林 課

3農業用施設台帳データ整備業務委託仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、3 農業用施設台帳データ整備業務委託（以下「業務」という。）に適用し、実施に必要な作業方法を定めるものである。

(目 的)

第2条 本業務は、神栖市の農業用施設整備における施設情報の高度化と効率的な管理業務の推進を実施し、令和2年度から運用する農業用施設管理システムの搭載データを充実させることを目的とする。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 神栖市財務規則及び諸規則
- (2) その他、関係法令等

(質 疑)

第4条 本仕様書に記載なき事項及び質疑が生じた場合は、神栖市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とが協議のうえ、甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

(提出書類)

第5条

「乙」は、契約締結後速やかに下記の書類等を指示する日までに提出し、「甲」の承諾を受けるものとする。

- (1) 工程表
- (2) 主任技術者及び現場代理人届
- (3) 指定する証明書の写し

情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）認証

(貸与資料)

第6条 「甲」より貸与する資料について「乙」は、破損、滅失、盗難等事故のないよう十分注意し、慎重に取り扱うものとする。また、業務完了後速やかに返納するものとする。

- (1) 都市計画図データ
- (2) 電子化作業対象資料
- (3) その他、関係資料等

(守秘義務)

第7条 「乙」は業務上知り得た秘密を在職中はもとより退職後といえども、第三者に漏らしてはならないものとする。

(損害賠償)

第8条 「乙」は、本業務中に生じた諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合については、一切の責任を「乙」の責任において処理するものとする。

(検 査)

第9条 「乙」は本業務完了後速やかに成果品並びに関係資料を提出し、完了検査を受けるものとする。

2 「甲」が成果品に訂正の必要を認めた場合は「乙」は速やかに再作業を行うものとする。なお、これにかかる費用はすべて「乙」の負担とする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務で得た全ての成果品は「甲」がすべての権利を有する。

(工期及び納期場所)

第11条 本業務の履行期限は設計書記載のとおりとする。なお、成果品納入場所は、神栖市産業経済部農林課とする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 成果データ及び作成過程のデータまたは、甲より貸与されたデータ等、業務に関するすべてのデータ及び資料は、乙の設定する情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMSの認証）に適用させ、漏えいまたは、紛失・事故等を起こさないよう、記録するものとする。

第2章 業 務 概 要

(作業内容)

第13条 本業務の作業内容は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 計画準備 | 1 業務 |
| (2) 打合せ協議 | 1 式 |

第3章 作業内容

(打合せ協議)

第14条 業務着手時・中間・成果品納入時に打合せ協議を行う。また、必要に応じて作業中適宜に打合せ協議を行う。

(立会調書電子化作業)

第15条 甲が平成17年度から平成21年度までに実施した土地境界立会に関する資料を電子化し、PDF形式のデータ及びGISデータを作成するものとする。

また、GISデータ作成においては、資料の中に記載されている情報のうち、甲が保有するシステムに掲載する必要がある情報をGISデータの属性情報として入力するものとする。なお、GISデータにおいてはファイル形式はbdsファイル形式とするものとする。尚、GISデータの仕様は既存の様式と同様とするものとし、甲が保有するGISシステム(Sanstock®)に表示可能な状態にするものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第16条 納入する成果品は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 作業報告書 | 1式 |
| (2) 電子化されたデータ(PDF形式) | 1式 |
| (3) GISデータ(bds形式) | 1式 |